

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

■ 事業報告	
・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要	1
■ 連結計算書類	
・ 連結株主資本等変動計算書	6
・ 連結注記表	7
■ 計算書類	
・ 株主資本等変動計算書	15
・ 個別注記表	16

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

東京電力ホールディングス株式会社

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」, 「連結株主資本等変動計算書」, 「連結注記表」, 「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の概要

1. 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査委員会の職務を補助すべき使用人として、監査特命役員を置く。また、監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、必要な人員を配置する。
- ② 監査特命役員及び監査委員会の職務を補助する専任の組織に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議する。
- ③ 取締役及び執行役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告するとともに、監査委員会が選定する監査委員の求める事項について、必要な報告を行う。また、当社の取締役、執行役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者から、監査委員会に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備するとともに、当該報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないよう適切に対応する。
- ④ 監査委員が執行役会、経営企画会議及びその他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査組織が監査委員会と連携を図るための環境を整えるとともに、監査委員の職務の執行に必要と認められる費用については、これを支出する等、監査委員会の監査の実効性を確保するための体制を整備する。

2. 取締役及び執行役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役及び執行役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員にこれを遵守させる。
また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「東京電力グループ企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。
- ② 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
また、取締役会の機能を補完するとともに、効率的かつ適切な意思決定を図るため、執行役会を設置する。執行役会は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
なお、取締役及び執行役は、常に十分な情報の収集を行い、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行う。

3. 執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 執行役会の議事概要その他職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。
- ② 情報のセキュリティや職務執行の効率性向上、適正の確保に資するIT環境を整備する。

4. リスク管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役及び執行役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
- ② 当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化を予防するとともに、万一現実化した場合には迅速かつ確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制する。
- ④ 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。
- ⑤ リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- ⑥ 会社の経営全般について情報の共有を図り、経営改革を推進するため、経営企画会議を設置する。経営企画会議は、必要に応じて開催し、重点経営課題に関する対応方針や対応の方向性について審議する。
- ⑦ 福島第一原子力発電所の事故に対する反省を踏まえ、執行役社長直属の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する取り組みの監視、必要に応じた助言を行い、意思決定へ直接的に関与する体制を整備することで、原子力安全に対するマネジメントの改善を図る。また、原子力安全監視最高責任者は、原子力安全に関する事項について、必要に応じて取締役会に直接報告する。

また、原子力を含む事業活動全般に関し、社会との適切なコミュニケーションを行うための体制を整備する。

5. 執行役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営上の重要事項については、執行役会のほか、経営企画会議、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。
- ② 執行役による職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、執行役、執行役員、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。

6. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図る。
- ② 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、「東京電力グループ企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。
- ③ 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
- ④ 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- ⑤ こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。

7. 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を経営方針として示し、その達成に向け、グループを挙げて取り組む。また、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。
- ② グループ会社が効率的な意思決定を行い、適切かつ迅速な職務執行ができるよう、社内規程により責任と権限を明確化する。
- ③ 職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。また、グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決ができるよう、当社取締役及び執行役とグループ会社取締役が定期的な会議の中で意見交換等を行う。
- ④ グループ会社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整える。
- ⑤ グループ会社の業務の適正を確保できるよう、必要に応じて当社の内部監査組織が監査等を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 監査委員会の監査の実効性確保

- ① 監査委員会は、社外取締役3名を含む4名の監査委員より構成されております。また、平成29年度においては、これを補助するため2名の監査特命役員を置くとともに、監査委員会の職務を補助する専任の組織である監査委員会業務室に7名のスタッフを配置し、常勤の監査委員や監査特命役員等がグループ会社の非常勤監査役に就任するなどしております。
- ② このような体制のもと、会計監査人及び内部監査組織との定期的な意見交換はもとより、第一線職場における従業員との意見交換やグループ会社とのミーティングを実施するなど、実効的かつ効率的に監査を行っております。
- ③ さらに、監査委員は、執行役会及び経営企画会議等の重要な会議に出席するとともに、取締役及び執行役に対して適宜必要な報告を求めることなどにより、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認しております。

2. 取締役及び執行役の適正かつ効率的な職務執行

- ① 指名委員会等設置会社である当社の取締役会では、定例的な付議・報告事項と重要な経営課題を予め抽出して年間議題予定表を作成したうえで、十分な審議を実施し、重要な職務執行の決定及び取締役・執行役の職務執行の監督を行っております。平成29年度においては取締役会を19回開催いたしました。
- ② 当社では、原則として週1回開催される執行役会のほか、経営企画会議等において、取締役会への付議事項を含めた経営の重要事項について審議・決定を行うなど、効率的かつ適切な意思決定を図っております。
- ③ グループ会社の職務執行上重要な事項の決定にあたっては、社内規程等に基づき、あらかじめ当社の承認又は当社への報告等を必要とすることとしております。さらに、グループにおける全体最適等の観点から、経営状況についてグループ会社から定期的に報告を受けるとともに、「グループ経営発表会」を開催するなど、当社取締役及び執行役とグループ会社取締役がグループ全体の経営課題を共有する機会を設けております。

3. リスク管理

- ① 当社グループにおけるリスク管理については、当社の執行役社長を統括責任者とし、その執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」が一元的に統括しております。平成29年度においてはリスク管理委員会を3回開催し、経営環境の変化や訴訟など当社グループの事業運営上のリスクとその対応について審議するとともに、その概要を執行役会及び取締役会に報告しております。
- ② また、当社の各組織が開催する「リスク管理会議」において、各組織の事業運営上のリスクを評価し、その対応方針について審議することなどにより、平常時から適切にリスクを認識、管理しております。さらに、リスクが現実化した場合に迅速かつ的確に対応できるよう、報告経路や内容を明確化するとともに、発生した事態に応じて対策本部等を設置し、対応することとしております。
- ③ 大規模地震等の非常災害については、非常災害対策の基本方針を定め、平素から災害予防の準備をすすめるとともに、平成29年度においては、防災訓練を44回実施するなど、災害発生時にグループ一丸となって対応するための体制を整備しております。
- ④ 海外の原子力安全の専門家を室長とする「原子力安全監視室」では、社外専門家の招へいや監視評価員の教育訓練等を通じて、原子力安全に関する取り組みへの監視を強化し、必要に応じて助言を行っております。さらに、原子力安全監視室長を務める原子力安全監視最高責任者は、上記の取り組みに対する評価結果を四半期ごとに取締役会に報告しております。

4. コンプライアンス

- ① 当社では、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を取締役、執行役及び従業員等に対して社内イントラネット等を通じて周知しております。また、eラーニングや研修等の教育・啓発活動を継続的に実施するとともに、「東京電力グループ企業倫理委員会」と連携して企業倫理の実践・定着活動を行う企業倫理責任者を各組織に設置するなどして、企業倫理遵守の徹底を図っております。
- ② また、当社グループとしてコンプライアンス経営を推進するため、当社の執行役社長を委員長とする「東京電力グループ企業倫理委員会」において、企業倫理の実践・定着活動や「企業倫理相談窓口」の受付・対応状況等について審議・決定しております。平成29年度においては同委員会を4回開催し、その概要を当社ホームページにて公開しております。
- ③ さらに、企業倫理全般に関する従業員の意識の把握と企業倫理の実践・定着活動の改善を目的として、当社の全従業員を対象とした「企業倫理に関する意識調査」を年1回実施しております。
- ④ 内部監査組織は、「経営方針や目標の達成」、「有効で効率的な業務運営」、「正確な報告」、「ルールの遵守」等の観点から、従業員の職務執行の状況等について監査を実施するとともに、その結果を踏まえ、改善が必要な事項について提言を行っております。
- ⑤ こうした取り組みやその有効性の検証結果等を踏まえ、企業倫理活動に関する方針及び計画を策定し、「しない風土」、「させない仕組み」、「言い出す仕組み」の徹底を図っております。

連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当連結会計年度期首残高	1,400,975	743,123	193,404	△ 8,442		2,329,061
当連結会計年度変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益			318,077			318,077
自己株式の取得				△ 15	△ 15	
自己株式の処分		△ 2		2		0
持分法の適用範囲の変動			△ 2,888		△ 2,888	
土地再評価差額金取崩額			△ 9		△ 9	
そ の 他				0		0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額 (純額)						
当連結会計年度変動額合計	-	△ 2	315,179	△ 12		315,165
当連結会計年度末残高	1,400,975	743,121	508,584	△ 8,454		2,644,226

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配株主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	5,109	△ 1,871	△ 2,301	17,098	△ 3,662	14,373	5,244	2,348,679
当連結会計年度変動額								
親会社株主に帰属する 当期純利益								318,077
自己株式の取得								△ 15
自己株式の処分								0
持分法の適用範囲の変動								△ 2,888
土地再評価差額金取崩額								△ 9
そ の 他								0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額 (純額)	3,569	1,416	9	△ 24,944	12,734	△ 7,214	635	△ 6,579
当連結会計年度変動額合計	3,569	1,416	9	△ 24,944	12,734	△ 7,214	635	308,586
当連結会計年度末残高	8,679	△ 454	△ 2,291	△ 7,846	9,072	7,158	5,880	2,657,265

連結注記表

平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 43社

主な連結子会社は、東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東電不動産株式会社、東京発電株式会社、株式会社テプコシステムズ、東京パワーテクノロジー株式会社、東電設計株式会社、東電フュエル株式会社、東京臨海リサイクルパワー株式会社、東電タウンプランニング株式会社、東京電設サービス株式会社、日本ファシリティ・ソリューション株式会社、テプコカスタマーサービス株式会社である。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 18社

持分法適用関連会社は、君津共同火力株式会社、鹿島共同火力株式会社、相馬共同火力発電株式会社、株式会社JERA、東京エナジーアライアンス株式会社、TEPCO i-フロンティアズ株式会社、常磐共同火力株式会社、株式会社関電工、株式会社ユーラスエナジーホールディングス、株式会社LIXIL TEPCO スマートパートナーズ、株式会社東光高岳、東京都市サービス株式会社、株式会社日立システムズパワーサービス、株式会社アット東京、Energy Asia Holdings Ltd、日本原燃株式会社、日本原子力発電株式会社、株式会社東京エネシスである。Energy Asia Holdings Ltd については、重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めている。東京エナジーアライアンス株式会社、TEPCO i-フロンティアズ株式会社、株式会社LIXIL TEPCO スマートパートナーズについては、新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めている。

持分法を適用していない関連会社（日本原子力防護システム株式会社、原燃輸送株式会社他）は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 長期投資（その他有価証券）

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

ロ たな卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

なお、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、(6) 原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 災害損失引当金

① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

- a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失
 政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」(平成23年12月16日)を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という)が策定された(平成29年9月26日最終改訂)。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額(「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年法律第94号)第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用を除く)を計上している。
 なお、中長期ロードマップに係る費用または損失のうち、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。
- b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用
 今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、当該費用の現価相当額(割引率4.0%)を計上している。
 なお、装荷核燃料に係る処理費用はその他固定負債に含めて表示している。
- c 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失
 被災した福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

(追加情報)

・当連結会計年度末における災害損失引当金残高の内訳

① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	5,119百万円
② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	437,282百万円
うち a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失	315,442百万円
b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用	5,885百万円
c 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	115,384百万円
d その他	569百万円
合計	442,402百万円

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

□ 特定原子力施設炉心等除去準備引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用を計上している。なお、平成30年4月11日に同法第55条の9第2項の承認を受けたため、翌連結会計年度において特定原子力施設炉心等除去引当金に振替えを予定している。

ハ 原子力損害賠償引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

（追加情報）

電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度末において、除染費用等に対応する資金交付金に係る未収金1,627,254百万円については、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金には計上しておらず、同未収金相当額は原子力損害賠償引当金に計上していない。

(4) 使用済燃料再処理等拠出金費の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年5月18日 法律第40号）第4条第1項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて費用計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、平成17年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年9月30日 経済産業省令第94号）附則第4条に基づき使用済燃料に係る拠出金として納付することによりその費用負担の責任を果たすことになり、平成31年度まで毎期均等額30,560百万円を費用計上する。

また、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、主としてその発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生当連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(6) 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成23年3月25日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

（追加情報）

・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

・原子力発電施設解体引当金に関する省令の改正

平成30年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年3月30日 経済産業省令第17号）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正された。

従来、有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、資産除去債務に関する会計基準の適用指針第8項を適用し、原子力発電施設解体引当金に関する省令に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっていたが、この省令の改正により、同施行日以降は、見込運転期間にわたり定額法により費用計上する方法に変更することとなる。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合で、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月（改正省令の施行日の前日までに運転を廃止したときは、廃止日の属する月から起算して10年を経過する月）までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

【表示方法の変更に関する注記】

前連結会計年度において区分掲記していた営業外収益の「固定資産売却益」（当連結会計年度は1,695百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示している。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 当社の総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債（1年以内に償還すべき金額を含む）	1,740,891百万円
株式会社日本政策投資銀行借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	313,171百万円

(2) 東京電力フュエル&パワー株式会社の総財産を株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

株式会社日本政策投資銀行借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	208,534百万円
----------------------------------	------------

(3) 東京電力パワーグリッド株式会社の総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債（1年以内に償還すべき金額を含む）	490,000百万円
株式会社日本政策投資銀行借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	345,432百万円

(4) 東京電力エナジーパートナー株式会社の総財産を株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

株式会社日本政策投資銀行借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	55,554百万円
----------------------------------	-----------

(5) 「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

流動資産	
その他	120,000百万円

(6) 一部の連結子会社が金融機関からの借入金等の担保に供している資産並びに担保付債務

担保に供している資産	
固定資産	
その他の固定資産	4,181百万円
投資その他の資産	
長期投資	523百万円
合計	4,705百万円

上記のうち、その他の固定資産4,181百万円は、工場財団抵当に供している。

上記資産を担保としている債務

固定負債	
長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	117百万円
上記のうち117百万円は、工場財団抵当に係るものである。	

(7) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産
 固定資産

投資その他の資産

長期投資

4百万円

なお、出資会社が債務不履行となっても、連結子会社の負担は当該出資等の金額に限定されている。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 23,433,688百万円

3. 保証債務等

(1) 保証債務

イ 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社 67,998百万円

TeaM Energy Corporation 7,197百万円

SKZ-U LLP 524百万円

ロ ITM O&M Company Limited の Arabian Power Company Private Joint Stock Company との運転保守契約の履行に対する保証債務 637百万円

ハ TeaM Sual Corporation の National Power Corporation との売電契約の履行に対する保証債務 1,593百万円

ニ KEPCO Ilijan Corporation の National Power Corporation との売電契約の履行に対する保証債務 1,147百万円

ホ PT IPM Operations and Maintenance Indonesia の P.T.Paiton Energy との運転保守契約の履行に対する保証債務 533百万円

ヘ 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務 147,772百万円

合計 227,406百万円

(2) 偶発債務

原子力損害の賠償に係る偶発債務

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(平成23年8月5日。以下「中間指針」という)等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用については、これまでの求償応諾実績や入手可能なデータ等により合理的に算定可能な範囲で見積りを実施しているが、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積ることができない。

4. 会社法以外の法令の規定による引当金

(1) 濁水準備引当金

濁水による損失に備えるため、「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号) 附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法第36条の規定により、「濁水準備引当金に関する省令」(経済産業省)に基づき計上している。

(2) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第27条の3及び同条の29の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」(経済産業省令)に基づき計上している。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,607,017,531株
A種優先株式	1,600,000,000株
B種優先株式	340,000,000株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故の発生に伴う格付の低下等により、資金調達力が低下しているものの、金融機関からの借入及び社債の発行等により、電気事業等の運営上、必要な設備資金等の確実な調達に努めている。

資金運用は短期的な預金等に限定している。

投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金(連結貸借対照表計上額593,701百万円)は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)第41条第1項第1号に規定する資金交付に係る資金の未収金である。当該未収金は、東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故等に伴う原子力損害に係る賠償の履行に充てるため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構から、その必要額の交付を受けるものであり、賠償に要する金額に基づいていることなどから、時価等については記載していない。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、支払期日を経過してなお支払われない場合については、督促等を行い回収に努めている。

有利子負債には、金利変動リスクに晒されている借入及び社債があり、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1) 投資有価証券 (※2)			
その他有価証券	12,910	12,910	-
(2) 現金及び預金	1,187,283	1,187,283	-
(3) 受取手形及び売掛金	587,907	587,907	-
(4) 社債 (※3)	(2,230,891)	(2,291,006)	△60,115
(5) 長期借入金 (※3)	(2,210,812)	(2,235,107)	△24,294
(6) 短期借入金	(1,581,266)	(1,581,266)	-
(7) 支払手形及び買掛金	(208,576)	(208,576)	-
(8) 未払税金	(131,566)	(131,566)	-

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(※2) 連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

(※3) 連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっている。

(2) 現金及び預金、並びに (3) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 社債

社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるもののうち市場価格のあるものの時価は、市場価格によっている。市場価格のないものについては、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。ただし、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金については、その金利スワップの

レート借入金利とみなして現在価値を算定している。

- (6) 短期借入金, (7) 支払手形及び買掛金, 並びに (8) 未払税金
短期間で決済されるため, 時価は帳簿価額にほぼ等しいことから, 当該帳簿価額によっている。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額24,341百万円)は, 市場価格がなく, 時価を把握することが極めて困難と認められることから, 「(1) 投資有価証券 其他有価証券」には含めていない。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 1,030円67銭

(注) 1株当たり純資産額については, 純資産の部の合計額から原子力損害賠償・廃炉等支援機構の優先株式の払込金額を控除して算定しており, 算定上の基礎は以下のとおりである。

(算定上の基礎)

連結貸借対照表の純資産の部の合計額	2,657,265百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	1,005,880百万円
うち優先株式の払込金額	1,000,000百万円
うち新株予約権	0百万円
うち非支配株主持分	5,880百万円
普通株式に係る当連結会計年度末の純資産額	1,651,385百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 当連結会計年度の末日における普通株式の数	1,602,252千株

2. 1株当たり当期純利益 198円52銭

【重要な後発事象に関する注記】

会社分割による燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等の株式会社J E R Aへの統合について
当社の100%子会社である東京電力フュエル&パワー株式会社(以下, 「東電F P」という)は, 平成29年6月8日に締結した合併契約書に基づき, 中部電力株式会社(以下, 「中部電力」という)との間で, 両社の燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等の株式会社J E R A(以下, 「J E R A」という)への統合(以下, 「本事業統合」という)に向けて, 詳細な検討と必要な手続きを踏まえ平成30年2月27日の当社の取締役会の決議を経て, 東電F Pは中部電力との間で本事業統合に係る対象資産・負債の範囲や詳細スケジュール等について合意した。本合意に基づき, 東電F Pは, 東電F Pの燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等を会社分割の方式によってJ E R Aに統合させるため, 平成30年5月9日の取締役会の決議を経て, 同日, J E R Aとの間で吸収分割契約を締結(以下, この会社分割を「本件吸収分割」という)した。
本件吸収分割については, 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき, 共同支配企業の形成として処理する予定である。

【その他の注記】

1. 連結計算書類は, 「会社計算規則」(平成18年 法務省令第13号)に準拠し, 「電気事業会計規則」(昭和40年 通商産業省令第57号)に準じて作成している。

2. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について, 当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め, 被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から, 国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一, 第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(平成23年8月5日)等の賠償に関する国の指針や, これらを踏まえた当社の賠償基準, また, 損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額10,392,227百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第148号)の規定による補償金(以下「補償金」という)の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)等に基づく当社の国に対する賠償債務(平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という)に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という)の規定に基づく資金援助の申請額(以下「資金交付金」という)3,167,286百万円を控除した金額7,036,013百万円と前連結会計年度の見積額との差額286,859百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成30年3月27日に同日時点での要賠償額の見通し額10,389,583百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当連結会計年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金3,167,286百万円を控除した金額7,033,369百万円と、平成28年12月27日申請時の金額との差額381,987百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

3. 財務制限条項

社債（125,333百万円）、1年以内に期限到来の固定負債（894,682百万円）及び短期借入金（566,543百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

4. 原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産

原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、432,804百万円である。

株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				海外投資等 損失準備金	特 定 災 害 防 止 準 備 金	
当事業年度期首残高	1,400,975	743,555	48	169,108	224	123
当事業年度変動額						
海外投資等損失準備金の取崩し					△ 74	
特定災害防止準備金の積立						12
当期純利益						
自己株式の取得						
自己株式の処分			△ 2			
株主資本以外の項目の当該 事業年度変動額(純額)						
当事業年度変動額合計	-	-	△ 2	-	△ 74	12
当事業年度末残高	1,400,975	743,555	46	169,108	149	135

	株 主 資 本				評価・換算差額等	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	そ の 他 利 益 剰 余 金					
	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当事業年度期首残高	1,076,000	△ 1,619,609	△ 7,642	1,762,784	8	1,762,793
当事業年度変動額						
海外投資等損失準備金の取崩し		74		-		-
特定災害防止準備金の積立		△ 12		-		-
当期純利益		207,731		207,731		207,731
自己株式の取得			△ 15	△ 15		△ 15
自己株式の処分			2	0		0
株主資本以外の項目の当該 事業年度変動額(純額)				-	846	846
当事業年度変動額合計	-	207,793	△ 12	207,716	846	208,563
当事業年度末残高	1,076,000	△ 1,411,815	△ 7,655	1,970,500	855	1,971,356

個別注記表

平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)長期投資のうちその他有価証券

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

(2)関係会社長期投資のうち有価証券

移動平均法による原価法によっている。

(3)たな卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う移動平均法による原価法によっている。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

なお、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、5. 原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

3. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生当事業年度から費用処理している。

(2)災害損失引当金

イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成29年9月26日最終改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額（「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年 法律第94号）第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用を除く）を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失のうち、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

- ② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用
今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、当該費用の現価相当額（割引率
4.0%）を計上している。
なお、装荷核燃料に係る処理費用は雑固定負債に含めて表示している。
- ③ 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失
被災した福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温
停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽
原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上して
いる。

(追加情報)

・当事業年度末における災害損失引当金残高の内訳

イ	新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	5,119 百万円
ロ	東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	436,770 百万円
	うち① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた 費用または損失	315,442 百万円
	② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または 損失のうち加工中等核燃料の処理費用	5,885 百万円
	③ 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持 するため等に要する費用または損失	115,384 百万円
	④ その他	58 百万円

合計 441,890 百万円

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップ
に係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具
体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断
となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、海外原子力発電所事故にお
ける実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な
見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(3)特定原子力施設炉心等除去準備引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、「原子力損害賠
償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立
金の取戻しに関する計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用を計上している。なお、平成30年4月
11日に同法第55条の9第2項の承認を受けたため、翌事業年度において特定原子力施設炉心等除去引当金に
振替えを予定している。

(4)原子力損害賠償引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する
費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害
の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当
社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額から「原子力損害賠償補
償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額及び「平成二十三年
三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環
境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠
償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠
償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交
付金」という）を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、
参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現
時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(追加情報)

電気事業会計規則に基づき、当事業年度末において、除染費用等に対応する資金交付金に係る未収金
1,627,254百万円については、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金には計上しておらず、同未収金相当
額は原子力損害賠償引当金に計上していない。

4. 使用済燃料再処理等拠出金費の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」(平成28年5月18日 法律第40号)第4条第1項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて費用計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、平成17年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成28年9月30日 経済産業省令第94号)附則第4条に基づき使用済燃料に係る拠出金として納付することによりその費用負担の責任を果たすことになり、平成31年度まで毎期均等額30,560百万円を費用計上する。

また、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

5. 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年6月10日 法律第166号)に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成23年3月25日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(経済産業省令)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

(追加情報)

- ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

- ・原子力発電施設解体引当金に関する省令の改正

平成30年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」(平成30年3月30日 経済産業省令第17号)が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正された。

従来、有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、資産除去債務に関する会計基準の適用指針第8項を適用し、原子力発電施設解体引当金に関する省令に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっていたが、この省令の改正により、同施行日以降は、見込運転期間にわたり定額法により費用計上する方法に変更することとなる。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合で、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月(改正省令の施行日の前日までに運転を廃止したときは、廃止日の属する月から起算して10年を経過する月)までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金的一般担保に供している。

社債(1年以内に償還すべき金額を含む)	1,740,891 百万円
株式会社日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む)	313,171 百万円

- (2) 「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

雑流動資産	120,000 百万円
-------	-------------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

6,122,295 百万円

3. 保証債務等

(1) 保証債務

イ	以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務	
	日本原燃株式会社	67,998 百万円
	森ヶ崎エネルギーサービス株式会社	8 百万円
	リサイクル燃料貯蔵株式会社	1,224 百万円
	TeaM Energy Corporation	7,197 百万円
	SKZ-U LLP	524 百万円
ロ	ITM O&M Company Limited の Arabian Power Company Private Joint Stock Companyとの運転保守契約の履行に対する保証債務	637 百万円
ハ	TeaM Sual CorporationのNational Power Corporationとの売電契約の履行に対する保証債務	1,593 百万円
ニ	KEPCO Ilijan CorporationのNational Power Corporationとの売電契約の履行に対する保証債務	1,147 百万円
ホ	PT IPM Operations and Maintenance Indonesia の P.T.Paiton Energy との運転保守契約の履行に対する保証債務	533 百万円
ヘ	従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務 うち、109,139百万円は当社以外にも連帯保証人がいる保証債務である。	145,362 百万円
	合計	226,229 百万円

(2) 偶発債務

原子力損害の賠償に係る偶発債務

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(平成23年8月5日。以下「中間指針」という)等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用については、これまでの求償応諾実績や入手可能なデータ等により合理的に算定可能な範囲で見積りを実施しているが、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積ることができない。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	2,645,665 百万円	短期金銭債権	250,723 百万円
長期金銭債務	417,541 百万円	短期金銭債務	696,972 百万円

5. 会社法以外の法令の規定による引当金

原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第27条の3及び同条の29の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」(経済産業省令)に基づき計上している。

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高	費用	128,862 百万円	収益	834,161 百万円
営業取引以外の取引による取引高		183,211 百万円		

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の数	3,193,573 株
--------------------	-------------

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生主な原因は、組織再編等に伴う関係会社株式、原子力損害賠償引当金、資産除去債務であり、繰延税金負債の発生主な原因は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金である。

なお、有価証券評価差額金を除き、将来減算一時差異と将来加算一時差異の解消見込額を相殺した純額の繰延税金資産から同額の評価性引当額を控除しているため、有価証券評価差額金に係る繰延税金負債のみ貸借対照表に計上している。

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、原子力発電設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約にて使用している。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 主要株主

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の規定による負担金の収納、資金援助、相談及びこれらに附随する業務	(被所有)直接50.1%	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく資金援助の受入れ及び負担金の納付	交付資金の受入れ(※1)	893,900	未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	593,701
					負担金の納付(※2)	126,740	未払費用	126,740

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 交付資金の受入れは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第41条第1項の規定に基づく資金援助である。

(※2) 負担金の納付は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第38条第1項及び同法第52条第1項の規定に基づくものである。

2. 子会社

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	東京電力フュエル&パワー株式会社	燃料・火力発電事業等	(所有)直接100%	資金貸借取引 役員の兼任	社債の引受(※1)	41,508	関係会社長期投資	292,981
					資金の貸付(※2)	15,259	関係会社長期投資	81,102
							関係会社短期債権	1,909
					資金の預り(※3)	—	関係会社短期債務	198,726

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 社債の引受は、東京電力フュエル&パワー株式会社発行のICB (Inter Company Bond) を引き受けたものであり、当社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定している。

(※2) 資金の貸付は、東京電力フュエル&パワー株式会社に対しICL (Inter Company Loan) により貸し付けたものであり、当社の借入金と同様の条件で利率を決定している。

(※3) 資金の預りは、CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載は省略している。

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	東京電力パワーグリッド株式会社	一般送配電事業等	(所有)直接100%	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく廃炉等積立金に充てるための廃炉等負担金の受入れ 資金貸借取引被債務保証 役員の兼任	廃炉等負担金の受入れ(※1)	126,834	関係会社短期債権	126,834
					社債の引受(※2)	65,364	関係会社長期投資	1,661,816
					社債利息の受取(※3)	37,360	関係会社短期債権	7,485
					資金の貸付(※4)	62,034	関係会社長期投資	339,791
					資金の預り(※5)	—	関係会社短期債務	237,470
					被債務保証(※6)	900,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (※1) 廃炉等負担金の受入れは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構とともに策定した「新々・総合特別事業計画(第三次計画)」において、「廃炉事業のための資金は、東電グループ全体で総力を上げて捻出していくが、グループ内の最適な役割分担の下、規制料金下にある送配電事業における合理化分について、東電PGが廃炉に要する資金として東電HDに支払う」という趣旨に基づき、当社が原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の3第1項に規定する廃炉等積立金に充てるため、東京電力パワーグリッド株式会社から受け入れた金額である。
- (※2) 社債の引受は、東京電力パワーグリッド株式会社発行のICB(Inter Company Bond)を引き受けたものであり、当社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定している。
- (※3) 社債利息の受取は、東京電力パワーグリッド株式会社発行のICBに係るものである。
- (※4) 資金の貸付は、東京電力パワーグリッド株式会社に対しICL(Inter Company Loan)により貸し付けたものであり、当社の借入金と同様の条件で利率を決定している。
- (※5) 資金の預りは、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載は省略している。
- (※6) 被債務保証は、当社の借入金等に対して東京電力パワーグリッド株式会社より債務保証を受けたものである。なお、信用力を勘案した保証料を支払っている。

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	東京電力エナジーパートナー株式会社	小売電気事業等	(所有)直接100%	電気の販売 資金貸借取引 役員の兼任	電気の販売(※1)	499,128	売掛金	43,514
					社債の引受(※2)	12,389	関係会社長期投資	87,485
					資金の貸付(※3)	4,476	関係会社長期投資	23,771
					資金の借入(※4)	—	関係会社長期債務	400,000
					資金の預り(※5)	—	関係会社短期債務	153,742

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (※1) 販売価格は、発電原価を踏まえ決定している。
- (※2) 社債の引受は、東京電力エナジーパートナー株式会社発行のICB(Inter Company Bond)を引き受けたものであり、当社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定している。
- (※3) 資金の貸付は、東京電力エナジーパートナー株式会社に対しICL(Inter Company Loan)により貸し付けたものであり、当社の借入金と同様の条件で利率を決定している。
- (※4) 資金の借入は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

(※5) 資金の預りは、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載は省略している。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 605円65銭

(※) 1株当たり純資産額については、純資産の部の合計額から原子力損害賠償・廃炉等支援機構の優先株式の払込金額を控除して算定しており、算定上の基礎は以下のとおりである。

(算定上の基礎)

貸借対照表の純資産の部の合計額	1,971,356 百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	1,000,000 百万円
うち優先株式の払込金額	1,000,000 百万円
普通株式に係る当事業年度末の純資産額	971,356 百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度の末日における普通株式の数	1,603,823 千株

2. 1株当たり当期純利益 129円52銭

【その他の注記】

1. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額10,392,227百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）3,167,286百万円を控除した金額7,036,013百万円と前事業年度の見積額との差額286,859百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成30年3月27日に同日時点での要賠償額の見通し額10,389,583百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当事業年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金3,167,286百万円を控除した金額7,033,369百万円と、平成28年12月27日申請時の金額との差額381,987百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

2. 財務制限条項

社債（125,333百万円）及び1年以内に期限到来の固定負債（401,258百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

3. 原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産
原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、
432,804百万円である。